

いばらきネットモニター 障害を理由とした差別の解消に向けたアンケート結果

1 調査目的

障害者差別解消法、茨城県障害者権利条例、ヘルプマーク等が、県で取り組んできた様々な周知啓発活動によって、どのくらい皆様に認知されているかについて、認知度向上に向けた課題を把握し、今後の周知啓発方法を検討することを目的に調査を実施しました。

2 結果の概要

- ・ 茨城県障害者権利条例についての認知度は3割程度であるが、障害を理由とした差別の禁止については、広く認識されている。
- ・ 障害者への合理的配慮の提供についての認知度は5割程度であり、引き続き周知啓発に取り組む必要がある。
- ・ ヘルプマークの認知度は高いものの、身に着けている人を見かけたときの対応まで知っているのは5割未満であり、今後は、周囲の対応について重点を置いた周知啓発に取り組む必要がある。
- ・ 障害者差別の解消について、「解消されている」との認識は4割程度であり、引き続き、障害者への差別解消に向けた取組みに努める必要がある。
- ・ 障害を理由とした差別の禁止について知ったきっかけとして、テレビやラジオが最も多かったが、職場や学校との回答が次に多かった。また、効果が高い周知啓発方法についても、テレビやラジオの他、学校の授業や職場での研修との回答が多かった。

【問1】（障害を理由とした差別禁止の認知度）

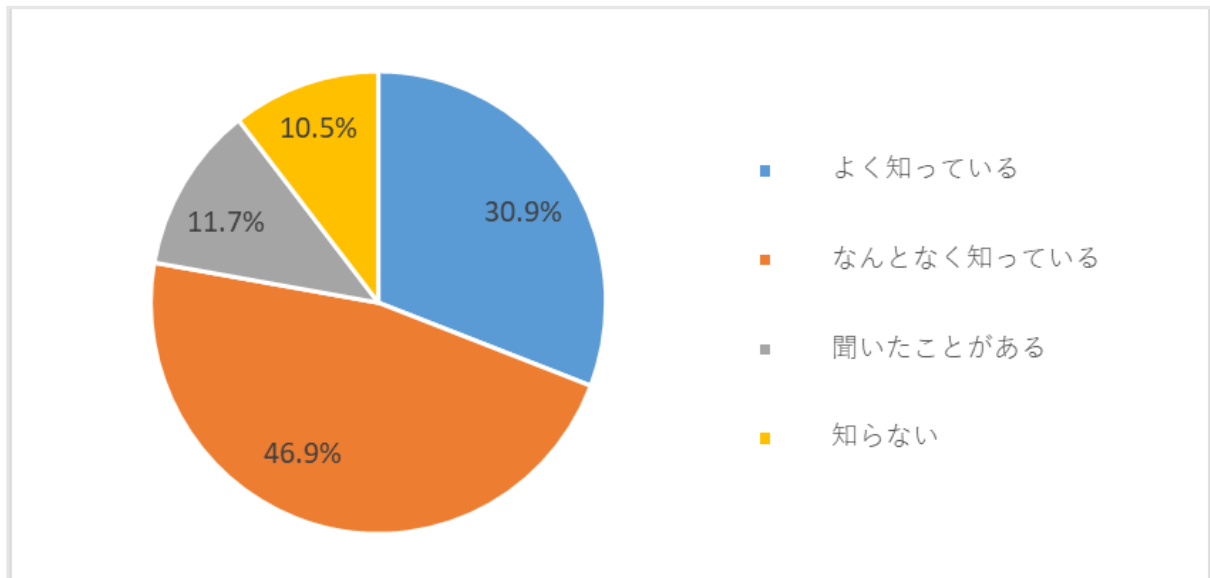
あなたは、障害があることを理由に差別をしてはならないことを知っていますか。次の中から、あてはまるものを1つ選んでください。

※1 障害があることを理由とした差別とは

障害を理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為（差別的取扱い）や、障害のある人やその家族が暮らしやすいよう、環境や考えを変えるのを拒否すること（合理的配慮の提供の拒否）等とされています。

（「改正障害者差別解消法」より）

(n=1,102)



○「なんとなく知っている」（46.9％）が最も多く、次に「よく知っている」（30.9％）、「聞いたことがある」（11.7％）、「知らない」（10.5％）となった。

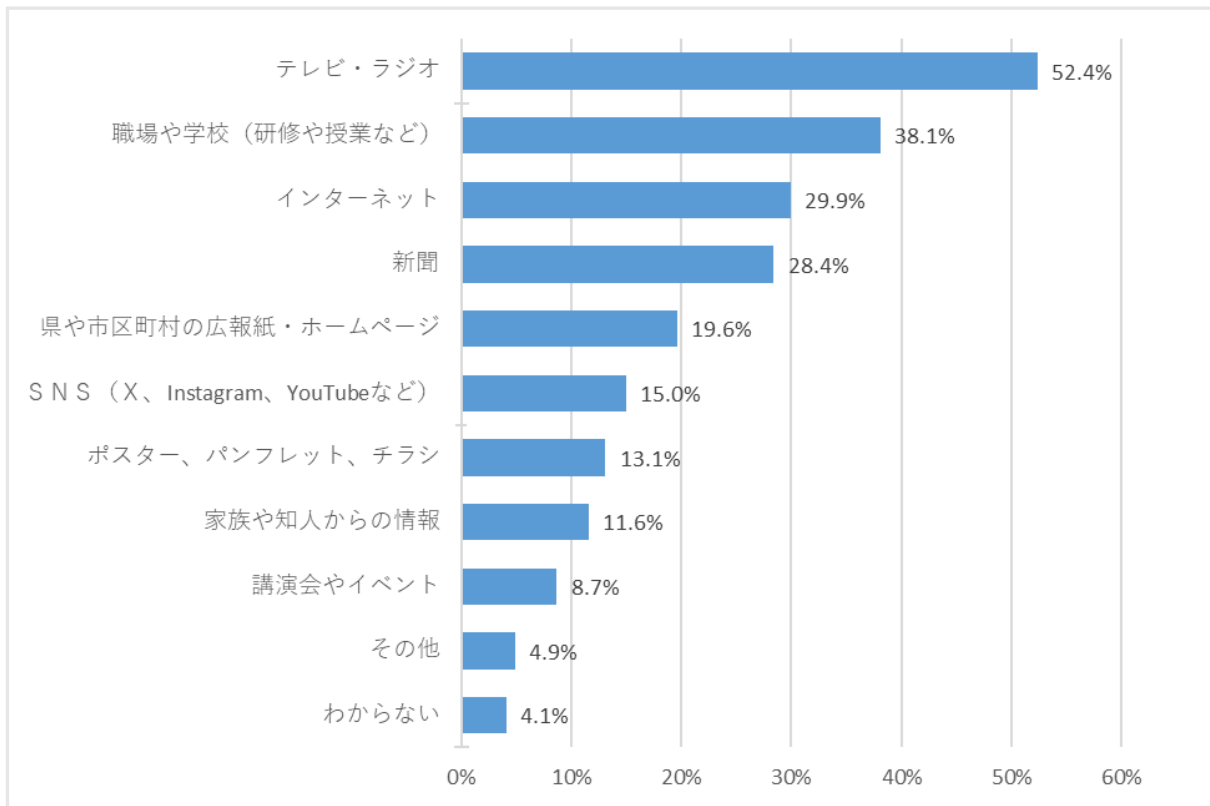
○「知らない」との回答は1割程度であり、障害者への差別禁止について広く認識されていることがわかった。

【問 2】（障害を理由とした差別の禁止を知ったきっかけ）

（問 1 で「よく知っている」、「なんとなく知っている」、「聞いたことがある」を選択した方へ）

あなたが、障害があることを理由に差別をしてはならないことを知った又は聞いたきっかけは何ですか。次の中から、あてはまるものを全て選んでください。

(n=986)



○「テレビ・ラジオ」（52.4%）が最も多く、次いで「職場や学校（研修や授業など）」（38.1%）、
「インターネット」（29.9%）、「新聞」（28.4%）となった。

○テレビ・ラジオによる影響力の大きさ、学校や職場を通じた啓発の重要性を改めて実感した。

○「その他」（4.9%）として、次のような意見が挙げられた。（計 48 件）

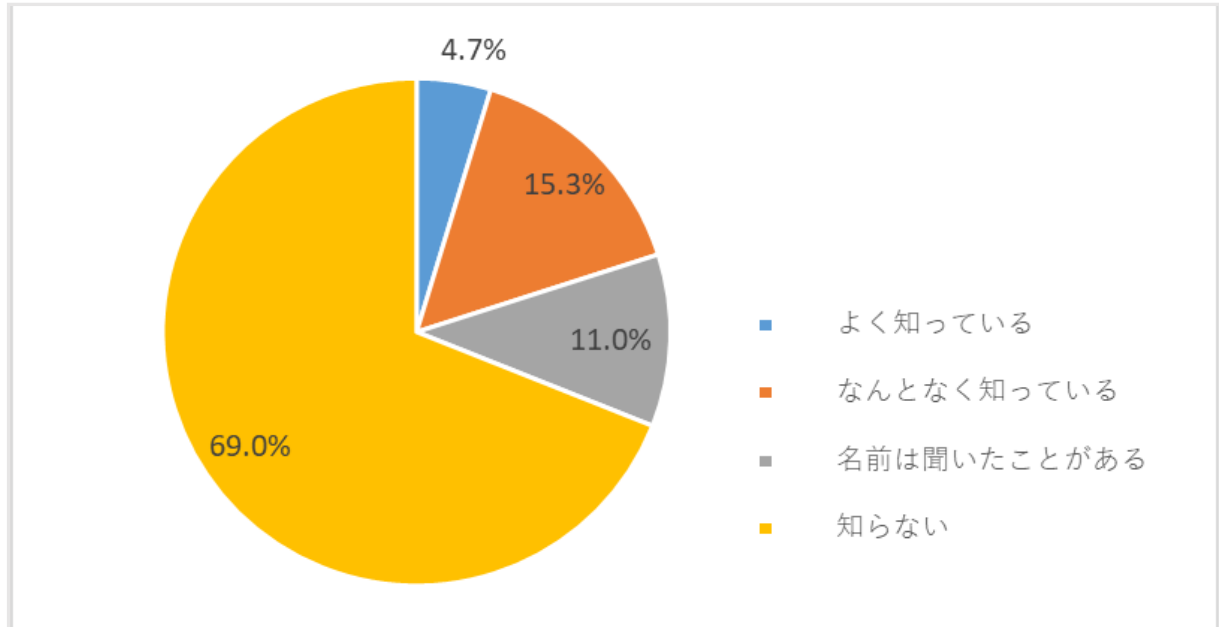
- ・常識として認識している。
- ・障がいのある方とかかわる機会の中で理解している。

【問3】（茨城県障害者権利条例の認知度）

あなたは、茨城県障害者権利条例（※2）を知っていますか。次の中から、あてはまるものを1つ選んでください。

※2 「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」（平成27年4月施行）

(n=1,102)



○「知らない」（69.0％）が最も多く、次に「なんとなく知っている」（15.3％）、「名前は聞いたことがある」（11.0％）、「よく知っている」（4.7％）となった。

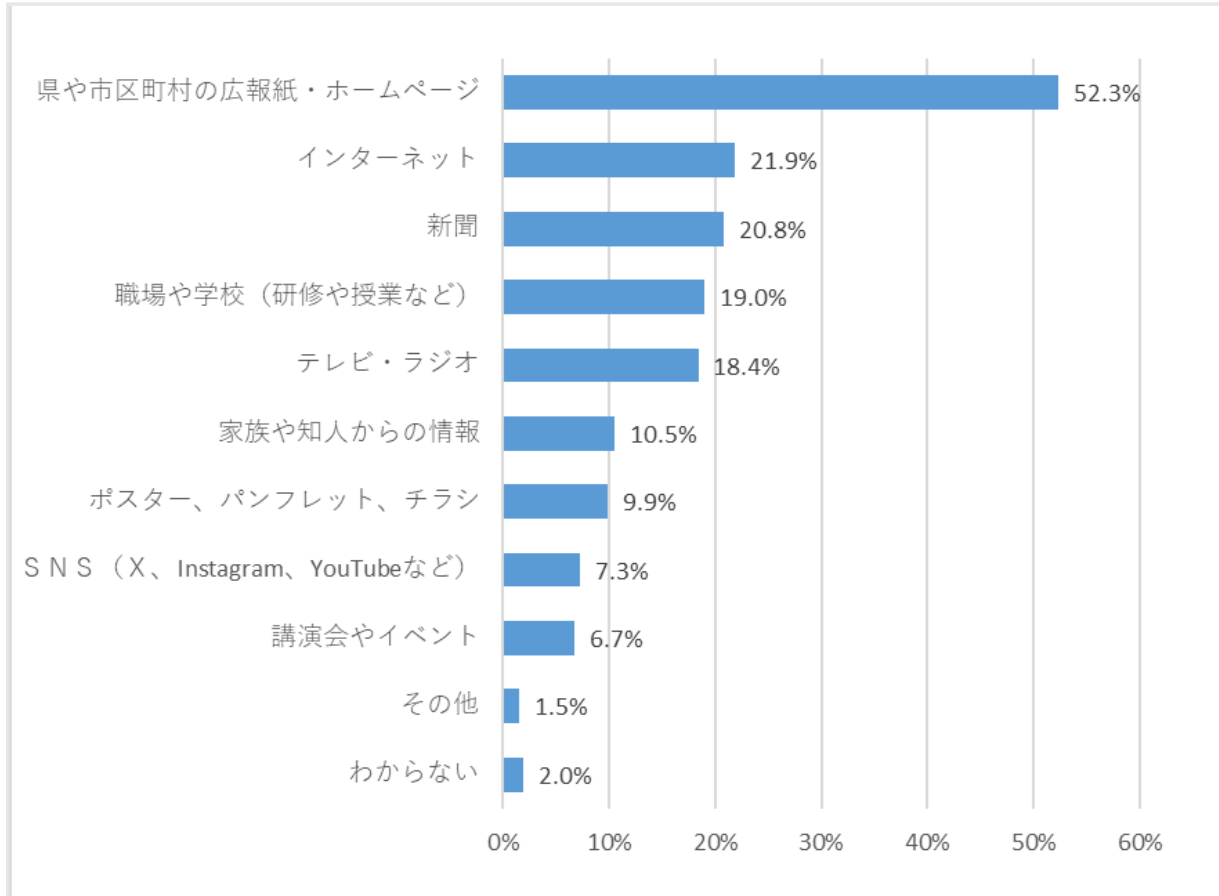
○約7割が「知らない」と回答しており、問1により障害者への差別禁止について広く認識されているものの、条例でも定められていることについて、引き続き周知に取り組む必要がある。

【問４】（茨城県障害者権利条例を知ったきっかけ）

（問３で「よく知っている」、「なんとなく知っている」、「名前は聞いたことがある」を選択した方へ）

あなたが、茨城県障害者権利条例についての情報を、知った又は聞いたきっかけは何ですか。
次の中から、あてはまるものを全て選んでください。

（n=342）



○「県や市区町村の広報紙・ホームページ」（52.3%）が最も多く、次に「インターネット」（21.9%）、
「新聞」（20.8%）、「職場や学校（研修や授業など）」（19.0%）となった。

【問 5】（合理的な配慮の提供についての認知度）

障害者差別解消法は、令和 3 年 5 月に改正され、令和 6 年 4 月 1 日から「合理的配慮の提供」が行政機関のほか民間事業者にも義務となりました。

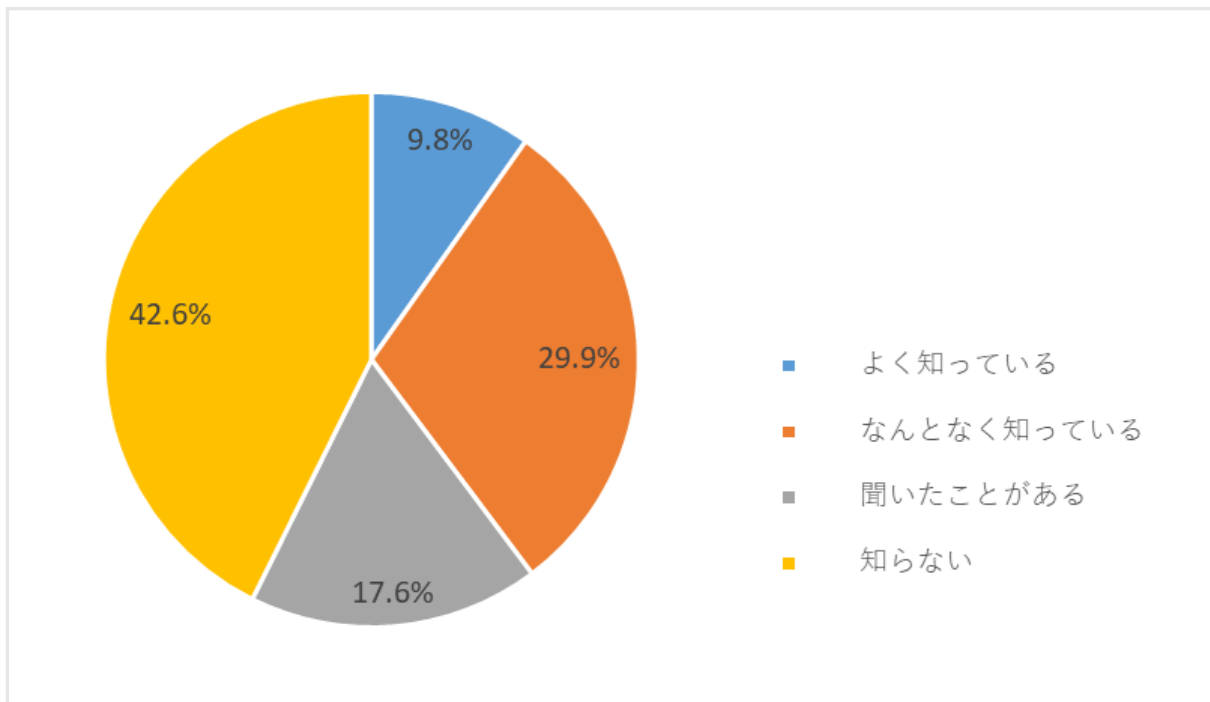
あなたは、「合理的配慮の提供（※ 3）」について知っていますか。次の中から、あてはまるものを 1 つ選んでください。

※ 3 合理的配慮の提供とは

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を望むことを示されたとき、事業者は、負担が重すぎない範囲で対応することが求められています。この対応のことを「合理的配慮の提供」と言います。

(n=1,102)



○「知らない」（42.6％）が最も多く、次に「なんとなく知っている」（29.9％）、「聞いたことがある」（17.6％）、「よく知っている」（9.8％）となった。

○合理的配慮の提供についての認知度は 5 割程度であり、引き続き周知啓発に取り組む必要がある。

【問6】（ヘルプマークの認知度）

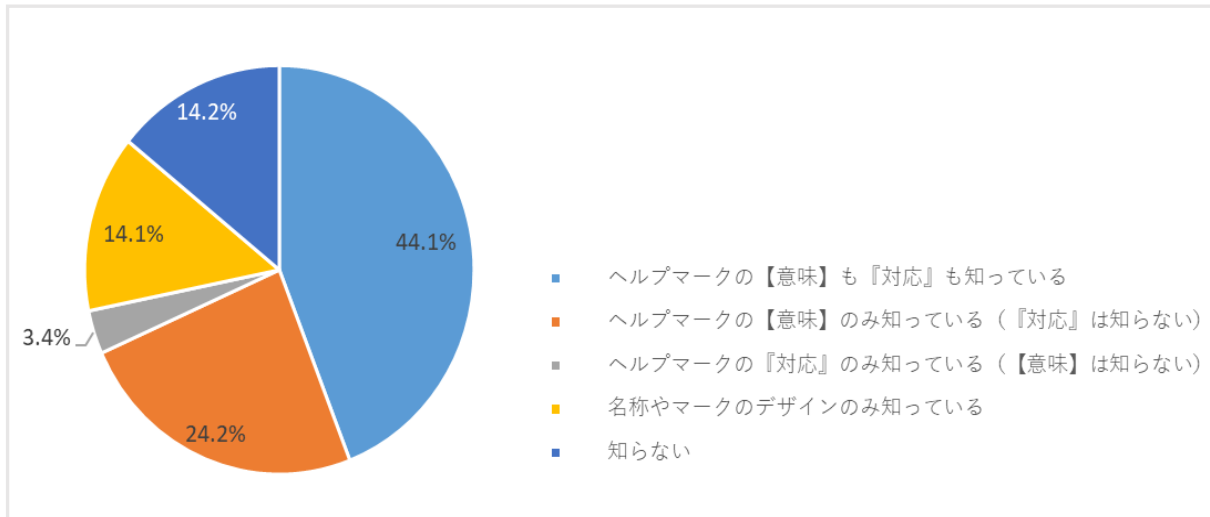
あなたは、ヘルプマーク（※4）について、知っていますか。次の中から、あてはまるものを1つ選んでください。

※4 ヘルプマークとは

【意味】ペースメーカーの使用や内部障害、難病、聴覚障害、妊娠初期など見た目からは分かりにくいものの、困ったときに思いやりや手助けを必要としている方に身に付けていただくマークです。

『対応』ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いしています。

(n=1,102)



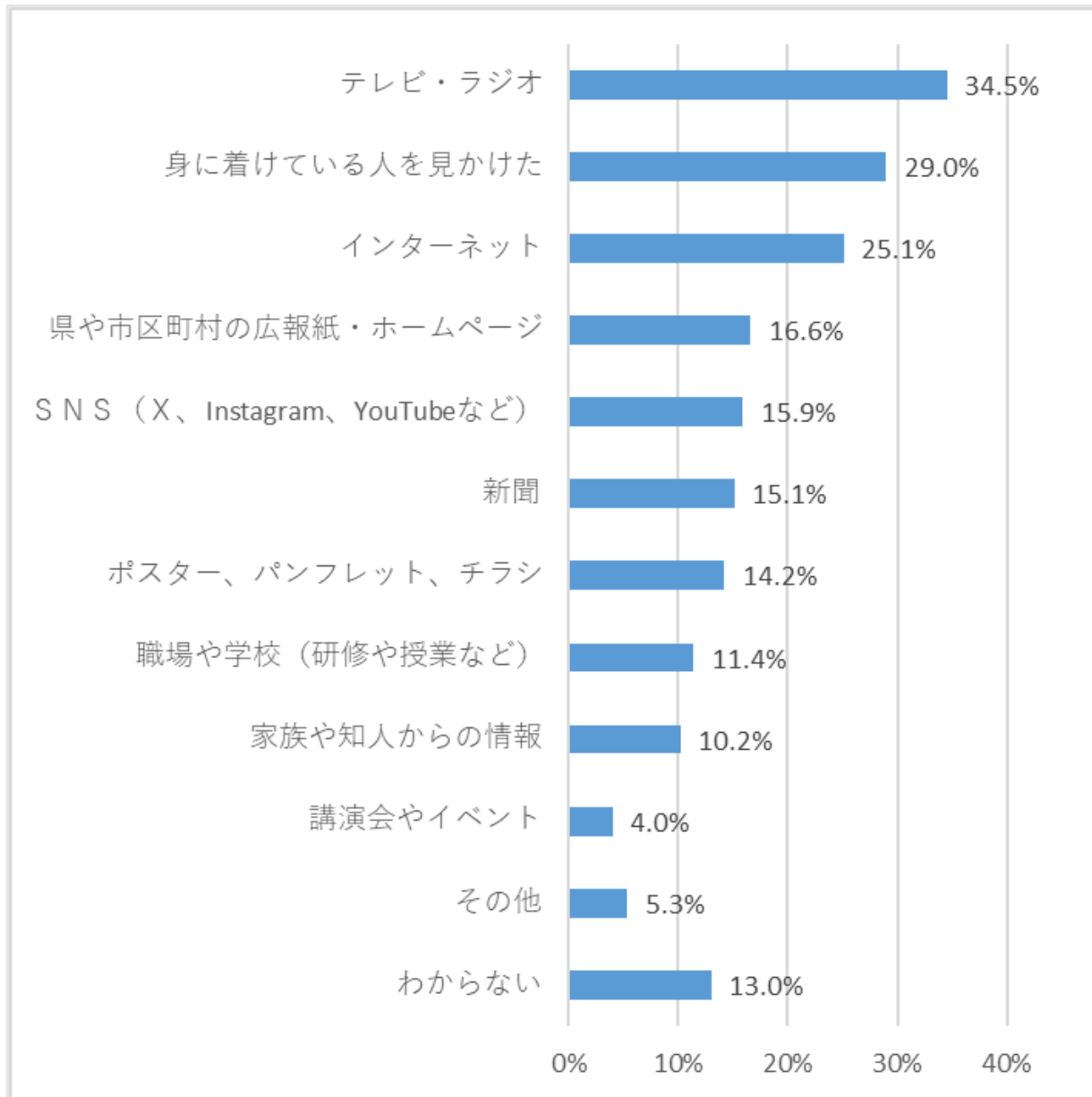
○「ヘルプマークの【意味】も『対応』も知っている（44.1%）」が最も多く、次に「ヘルプマークの【意味】のみ知っている（『対応』は知らない。）」（24.2%）となった。

○ヘルプマークの認知度は8割以上となっているものの、【意味】も『対応』も知っているのは5割未満であり、ヘルプマークの周知啓発を行う際には、周囲の『対応』も必要であることや、対応の事例なども紹介していきたい。

【問7】（ヘルプマークを知ったきっかけ）

あなたが、ヘルプマークを知った又は聞いたきっかけは何ですか。次の中から、あてはまるものを全て選んでください。

(n=1,102)



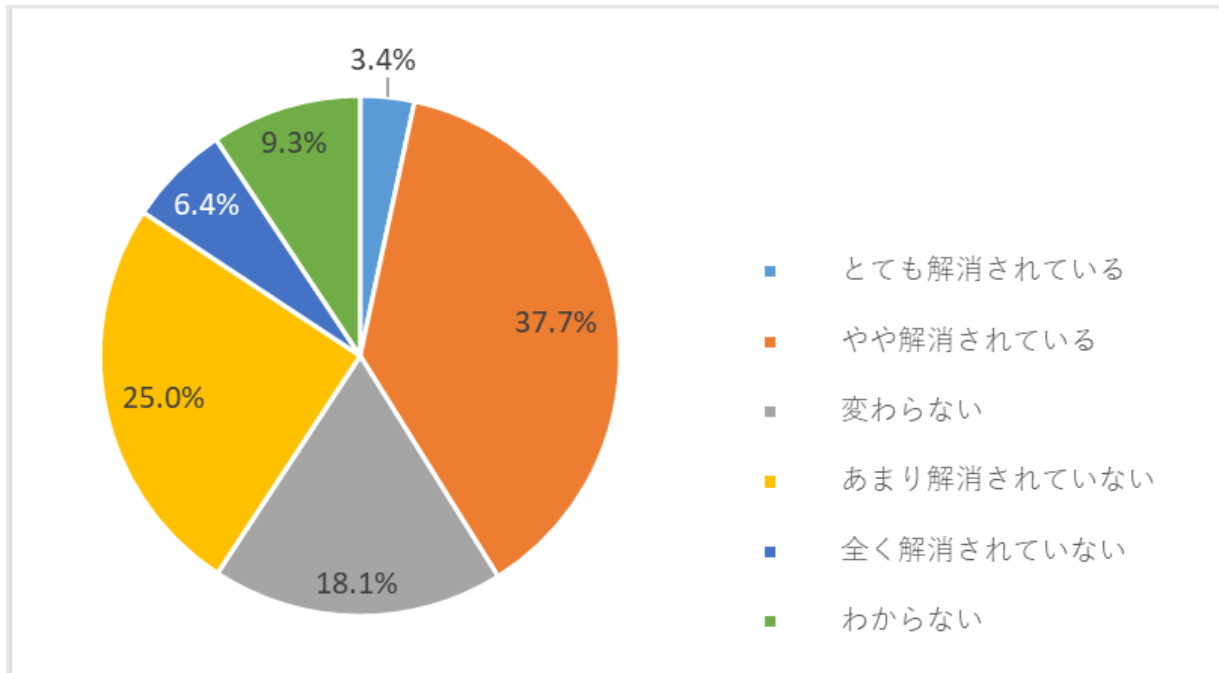
○「テレビ・ラジオ」(34.5%)、「身に着けている人を見かけた」(29.0%)、「インターネット」(25.1%)の3つが特に多い回答であった。

○テレビやラジオの他、日常生活の中で目にする機会がヘルプマークを知るきっかけとして大きいことが分かった。今後は、『対応』についても周知し、ヘルプマークの【意味】も『対応』も知っている人の割合を増やしていきたい。

【問 8】（障害者差別の解消についての認識）

あなたは、障害を理由とした差別は解消してきていると思いますか。次の中から、あてはまるものを1つ選んでください。

(n=1,102)

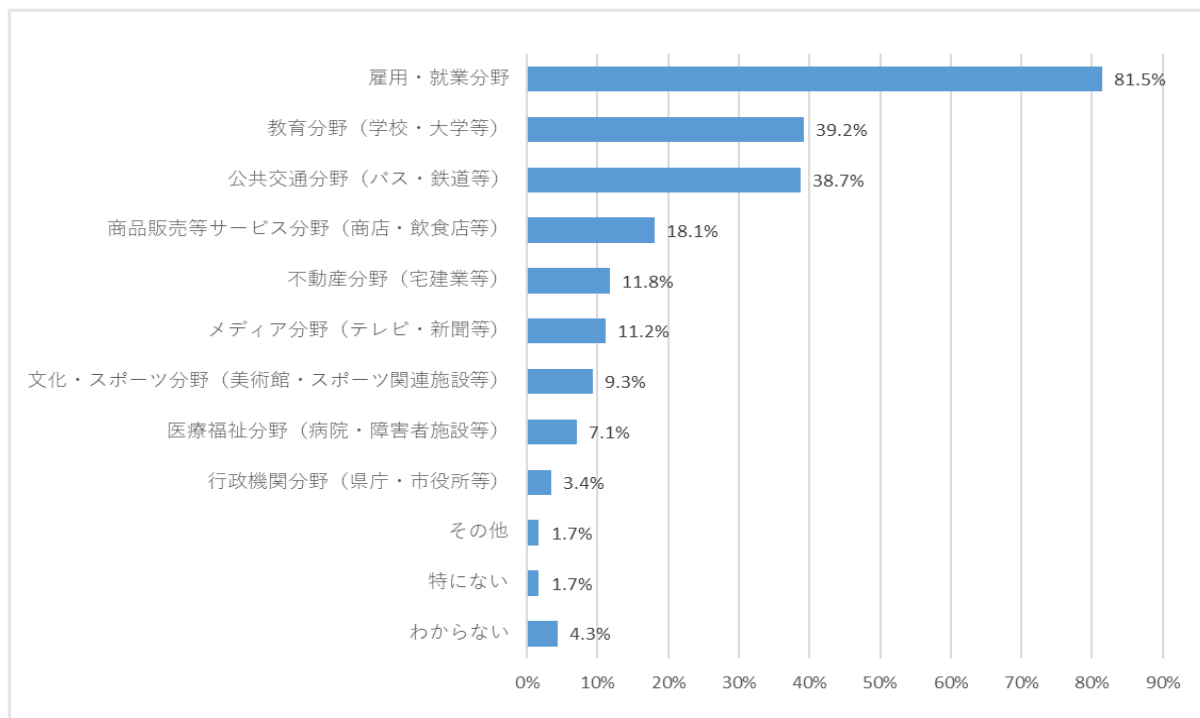


- 「やや解消されている」(37.7%) が最も多く、次に「あまり解消されていない」(25.0%)、「変わらない」(18.1%) となった。
- 「とても解消されている」(3.4%) と「やや解消されている」(37.7%) を合わせて4割程度であり、引き続き、差別解消に向けた取組みに努める必要がある。

【問 9】（障害者差別の起こりやすい場面の認識）

障害を理由とした差別が生じる場面は様々ですが、あなたは、どの分野で特に差別が生じやすいと思いますか。次の中から、あてはまるものを最大3つまで選んでください。

(n=1,102)



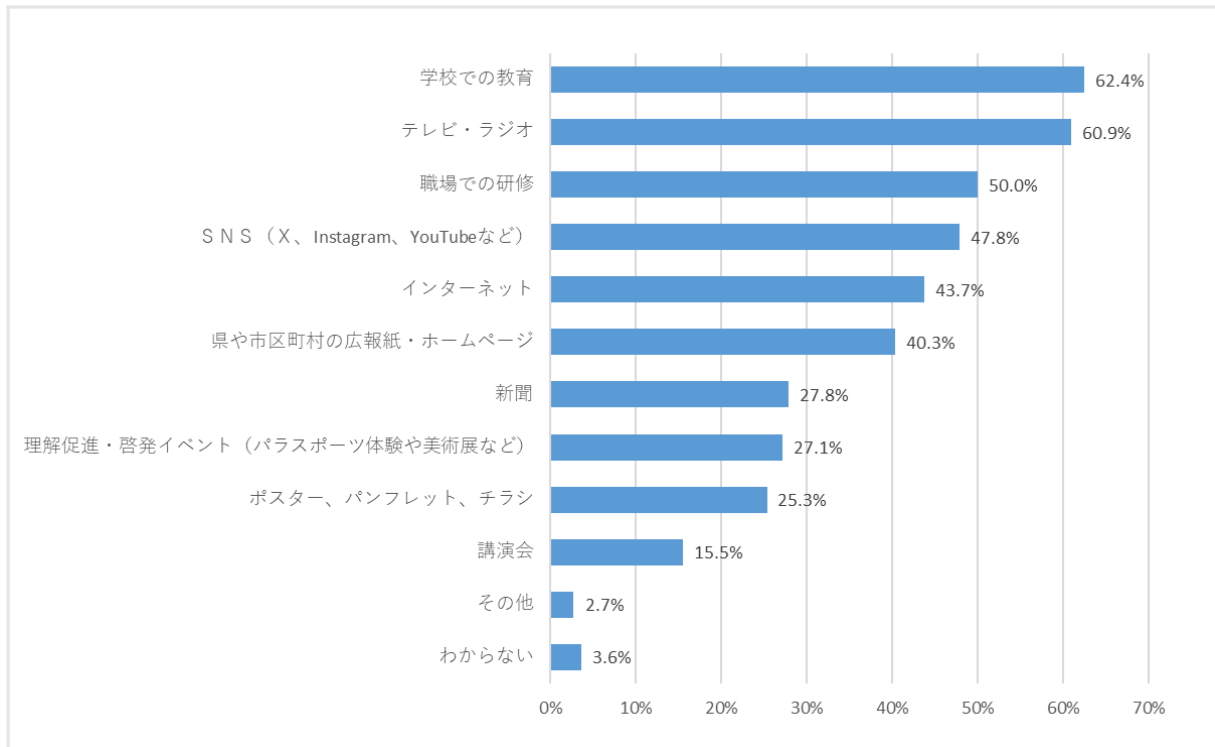
○「雇用・就業分野」（81.5%）が最も多く、次に「教育分野（学校・大学等）」（39.2%）、「公共交通分野（バス・鉄道等）」（38.7%）となっている。

○特に「雇用・就業分野」が多くなっており、労働局や雇用関係部局との連携が重要と感じた。

【問 10】（障害者差別の解消の推進にむけた方策検討）

あなたは、障害者差別の解消に向けた取り組みについて、今後どのような方法で周知啓発を図るべきだと思いますか。次の中から、効果が高いと思うものを全て選んでください。

(n=1,102)



- 「学校での教育」(62.4%) が最も多く、次に「テレビ・ラジオ」(60.9%)、「職場での研修」(50.0%)、「SNS（X、Instagram、YouTube など）」(47.8%) となった。
- 学校での教育について効果が高いと認識されているため、今後、県・市町村教育委員会への働きかけも行っていきたい。
- また、職場での研修についても効果が高いと認識されているため、引き続き、事業者への周知啓発に取り組むこととしたい。

【問 11】（自由意見）

「障害者差別の解消に向けた取り組み」についてご意見・ご要望などがありましたら、ご自由にお書きください。（200 文字以内）

学校教育・企業教育からのアプローチ

- ・インクルーシブ教育として小学校から学ぶ機会も増えているが、就学前から色々な人たちと一緒に生きていく体験から当たり前と思えるようにしていく必要がある。
- ・小さな頃から大人の見守りのもと、同年代の障害児と交流する機会があるとよい。
- ・学校（特に中高）では、アクティブラーニングも用いて、積極的に教育を行う必要がある。研修を受けて試験に合格した学生に修了証や認定証を出すことも、モチベーションをあげる上で良いのでは。
- ・社会人は座学での研修が多いかと思うが、継続して研修、講義を受けさせたほうが良い。

差別の解消・合理的配慮の提供の周知方法について

- ・知らなければ難しい。改善策の実例と共に広めることが必要。
- ・取り組みについて知らないことばかりであった。知る機会を増やしてほしい。
- ・合理的な配慮の提供については、事案ごとに対応は千差万別である。事業者と障害者、それぞれが建設的対話をしようという意識を持つことが大事だと思う。
- ・差別は無知から生じることも多い。周知活動がまず必要。
- ・サービス提供側の人手不足や障害者対応で業務がイレギュラーになる等で余裕がなくなってしまうときにも差別感情が生じてしまうと思うため、人手不足の解消や障害別の対応マニュアルの作成が必要と思われる。
- ・特に目に見えない障害（内部障害、発達障害、知的障害、コミュニケーション障害等）については知らない人が多い。当事者の声に耳を傾ける機会を能動的に作るべき。
- ・他人事ではなく、親しい関係の人に障害があったらどうかを想像できることが重要。また、IT 技術や仮想空間により、障害のある場合にどうなるかを簡単に疑似体験できるようなサービスがあると理解が進むのでは。
- ・身近に障害者に出会うことがほとんどないため、実際にどのように対応して良いか戸惑う。Q&A 形式で、県ホームページや LINE で紹介してもらえると良い。

ヘルプマーク所持者への対応について

- ・何かしたくても何をしてよいかが分からず、なかなか手助けが出来ない場合がある。
- ・若者でも分かりやすいように Twitter、Instagram、TikTok、県の広報誌や新聞広告などで具体的に知る機会が増えるような取り組みがあると良いと思う。
- ・見た目ではわからないこともあるので、予めハンデがあるとわかることで差別ではなく配慮が出来るケースがあると思う。
- ・ヘルプマークはだいぶ目にするが増えたが、特に目視出来ないハンデの場合、困っている様子がないならば声がけ不要なのかなど、具体的にどのような『対応』が望まれているのかわからない。

など、362 件の意見があった。

3 アンケート結果を受け、今後の事業展開・アンケートの活用方法等について

- ・障害を理由とした差別の禁止については、「知らない」との回答は1割程度であり、障害者への差別禁止について広く認識されていることがわかった。
- ・一方で、合理的配慮の提供については4割以上が「知らない」との回答であり、障害者への差別が解消されていると認識している人の割合も4割程度であることから、引き続き、周知啓発に取り組む必要がある。
- ・障害を理由とした差別の禁止について知ったきっかけとして、職場や学校との回答が多くあり、効果が高い周知啓発方法についても、学校の授業や職場での研修との回答が多かったことから、今後の周知啓発について、教育委員会や事業者団体と連携した方法を検討していく。
- ・アンケート結果については、茨城県障害者差別解消支援協議会における、今後の施策の検討資料として使用する。

4 調査の概要

(1) 調査形態

調 査 時 期：2024 年 7 月 29 日 ～ 2024 年 8 月 11 日

調 査 方 法：インターネット（アンケート専用フォームへの入力）による回答

回 収 率：71.2%（回収数 1,102 名）

回答者の属性：以下の通り

		人数（人）	割合（％）
全体（n）		1,102	100.0
地域別	県北	89	8.1
	県央	336	30.5
	鹿行	57	5.2
	県南	350	31.8
	県西	82	7.4
	県外	188	17.1
性別	男性	466	42.3
	女性	636	57.7
年齢別	16～19 歳	20	1.8
	20～29 歳	54	4.9
	30～39 歳	170	15.4
	40～49 歳	282	25.6
	50～59 歳	305	27.7
	60～69 歳	171	15.5
	70 歳以上	100	9.1
職業別	自営業	83	7.5
	会社員	425	38.6
	団体職員	46	4.2
	公務員	50	4.5
	主婦・主夫	232	21.1
	学生	32	2.9
	無職	114	10.3
	その他	120	10.9

(2) 担当課

茨城県福祉部障害福祉課（企画グループ）

電話：029-301-3357

E-mail：shofuku-kikaku@pref.ibaraki.lg.jp

（注）割合を百分率で表示する場合は、小数点第 2 位を四捨五入した。四捨五入の結果、個々の割合の合計と全体を示す数値が一致しないことがある。

また、図表中の表記の語句は、短縮・簡略化している場合がある。